

平成 30 年度 監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の平成 30 事業年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、現地に赴き業務及び財産の状況を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の有効性の評価については、整備及び運用の取り組み状況について監視、検証を行うとともに、役職員等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の検証に当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法により、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる。

2. 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

監査の結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める事由は見当たらない。また、財務報告に重要な影響を及ぼす重大な欠陥は見当たらない。

内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について指摘すべき事項は認められない。

機構の内部統制システムが以下のとおり一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して整備・運用されていることから、機構の内部統制システムは適切に整備され、運用されていると認められる。

内部統制の最高機関である内部統制委員会では、その下部のコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会、情報セキュリティ対策委員会を総括し、年間の活動方針・計画の策定、活動計画の進捗状況の把握と適切な指導・助言そして活動結果の総括並びに成果及び課題の確認を行う等、内部統制推進機関としての機能を果たしている。

コンプライアンス委員会では、各課別に全職員参加によるコンプライアンス違反事例を議題とした自由討議を行い意識啓発に努めた。また、コンプライアンスチェックシートによる理解度チェック、弁護士招請による研修会を行う等コンプライアンスの意識強化に努めた。新規採用職員や期中異動転入者に対する研修においても、コンプライアンスをはじめとする内部統制に関する事項をカリキュラムに取り込み実施されている。

リスク管理委員会では、リスク管理表の再点検により判明した改善点を反映させた業務フローチャートへの見直しを行った。また、クレーム対応時のトラブル防止のため、クレーム対応研修を実施し、職員のリスク管理意識の向上を図った。

なお、騒音斉合施設のうち安全性に問題のある老朽化の著しい施設については、危機管理の観点からリスク対策を進めた。

情報セキュリティ対策委員会では、国が行う独立行政法人に対する情報セキュリティマネジメント監査に関する情報を収集し、情報セキュリティ体制の再確認、見直しを行う等体制の整備を行った。また、全役職員を対象に標的型攻撃メール対策訓練を行い、結果を分析の上内容を周知し情報セキュリティに関する意識の向上を図った。

内部監査では、「対象住民からの申請に基づく事業のルール及び実施状況の点検」を重点監査項目に掲げて、監査員のスキルアップを図るための外部研修参加、点検事項等について事業毎に具体的に検討する等協議を重ね、監査に当ってはチェックシートによる点検等、監査の精度向上に努めた。

なお、内部監査の指摘事項は、改善計画に基づいて、迅速かつ適切に是正された。

3. 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い機構の事業状況を正しく示していると認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 役職員の給与水準の状況、法人の長の報酬水準、随意契約の適正化を含む入札・契約の状況、調達合理化の取り組みは、いずれも閣議決定の趣旨を踏まえて適切に実施されていると認める。

2. 保有資産について

当機構は、「福岡空港特定運営事業等実施方針」（平成 29 年 3 月 24 日国土交通省航空局）において滑走路増設事業の完了（令和 7 年 3 月予定）から 4 年後（令和 11 年 3 月）に廃止が予定されている。

このため保有資産については、民間委託に係る国の動向等を踏まえつつ、廃止までの間に想定される資金リスク（再開発整備事業において自己財源で取得した有形固定資産の償却等に要する費用並びに機構廃止に要する費用）に備えるとともに、円滑な業務の遂行に資すべきものと認識している。

令和元年 6 月 26 日

独立行政法人空港周辺整備機構

監 事

出口 正典 ㊟

監 事(非常勤)

山本 智子 ㊟